

(廃止)	<p><u>(非上場有価証券が上場有価証券となった場合等の評価方法の選定)</u></p> <p><u>6-3-7 法人の有する有価証券で証券取引所に上場されていなかったものが新たに上場されることとなった場合には、当該有価証券は、証券取引所に上場されることとなった日において取得したもとして令第35条第2項《有価証券の評価の方法の届出》の規定を適用することができる。証券取引所に上場されている株式で企業支配株式に該当していたものがこれに該当しなくなった場合も、同様とする。</u></p>
(廃止)	<p><u>(合併により受け入れた有価証券の評価方法)</u></p> <p><u>6-3-8 合併法人が被合併法人から有価証券を受け入れた場合における当該有価証券の評価方法の選定については、当該合併法人がその合併の時に当該有価証券を新たに取得したもとして、令第35条第2項《有価証券の評価の方法の選定》の規定を適用する。</u></p>
(廃止)	<p><u>(評価方法の変更申請があった場合の「相当期間」)</u></p> <p><u>6-3-9 5-2-20は、有価証券の評価の方法について変更承認申請書の提出があった場合における令第36条第2項《有価証券の評価の方法の変更手続》の規定の適用について準用する。</u></p>

十五 信用取引等による株式の取得価額

改 正 後	改 正 前
(廃止) (廃止)	<p>第4節 信用取引等による株式の取得価額</p> <p><u>(買付けに係る株式の取得価額)</u></p> <p><u>6-4-1 令第47条の2《信用取引等による株式の取得価額》に規定する「買付けに係る株式を取得するために要した金額」には、当該買付けに要した委託手数料は含まれるが、当該買付けに係る支払日歩は含めないことがで</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: right;">(廃止)</p>	<p>きる。</p> <p><u>(配当落調整額等の処理)</u></p> <p><u>6-4-2 信用取引に関し、株式の買付けを行った法人が証券会社又は証券金融会社から支払を受ける配当落調整額及び新株引受権価額に相当する金額は、当該買付けに係る株式の取得価額から控除するものとし、株式の売付けを行った法人が証券会社又は証券金融会社に支払う配当落調整額及び新株引受権価額に相当する金額は、当該売付けに係る株式の譲渡価額から控除するものとする。ただし、配当落調整額に相当する金額については、法人が、継続して当該買付けに係る配当落調整額に相当する金額を益金の額に算入し、当該売付けに係る配当落調整額に相当する金額を損金の額に算入する経理を行っている場合には、これを認める。</u></p> <p><u>(注) 新株引受権価額とは、信用取引に係る株式につき新株引受権が付与された場合において、証券会社又は証券金融会社が、売付けを行った者から徴収し、又は買付けを行った者に支払う当該引受権に相当する金銭の額をいう。</u></p> <p><u>(信用買株式についての低価法の不適用)</u></p> <p><u>6-4-3 信用取引に係る決済を売付け又は買付けにより行った場合のその譲渡原価は、買付けに係る株式の取得価額によるべきものであるから、法人の各事業年度終了の時ににおいて有する買付けに係る株式でその決済が未了のものにつき低価法を適用することはできないことに留意する。</u></p>
<p style="text-align: right;">(廃止)</p>	